

社会福祉法人 あいあい

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人あいあい（以下「本法人」という）定款第8条および第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬について定める。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務実態に即して、次の通り支給する。

- (1) 役員等に対して、報酬を支給しないこととし、法人業務を行う場合に別表1のとおり、費用を弁償する。ただし、交通費の実費が費用弁償額を超える場合は、旅費規程に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。

別表1（役員等の費用弁償）

(1) 理事・監事・評議員

	日額
理事会・監事会・評議員会等への出席	岡山市内 5,000 円
	市外 6,000 円

(公表)

第3条 この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第4条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第5条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

附則 この細則は、平成29年4月1日より施行する。